

令和2年会津美里町議会定例会7月会議

議事日程 第1号

令和2年7月17日（金）午後1時30分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 議案第46号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）

第5 議案第47号 会津美里町立新鶴こども園改築工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中寿勝君	10番	佐治長一君
2番	村松尚君	11番	根本謙一君
3番	小島裕子君	12番	根本剛君
4番	渋井清隆君	13番	山内須加美君
5番	堤信也君	14番	横山知世志君
6番	石川栄子君	15番	山内長君
7番	鈴木繁明君	16番	谷澤久孝君
9番	横山義博君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	渡部英敏君
副町長	鈴木直人君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
町民税務課長	横山優君
健康ふくし課長	原克彦君
教育長	新田銀一君
教育文化課長	松本由佳里君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午後 1時30分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和2年会津美里町議会定例会7月会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に諸般の報告を行います。

説明員の報告は別紙のとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

12番 根本 剛 君

13番 山内 須加美 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第8号、議案第46号及び議案第47号の計3議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 皆さん、こんにちは。本日、令和2年会津美里町議会定例会7月会議の再開に当たりまして、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第8号は専決処分の報告についてであります。本件は、事務処理の誤りにより損害を

与えた事案について、相手方と交渉の結果、賠償金40万円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分をしたものであります。

議案第46号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億877万円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億4,437万8,000円とするものであります。

次の議案第47号は、会津美里町立新鶴こども園改築工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書1、2ページ、併せまして提出案件資料1ページをお開き願います。本件は、事務処理の誤りによりまして、令和2年7月9日、A氏を相手といたしまして40万円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

山内須加美君。

○13番（山内須加美君） お伺いします。

今課長の説明なのですが、実質的に事務処理の誤りということについては知っている方は知っているのでしょうか、正直に差し障りのない範囲の中で説明をお願いしたいことと、賠償額の40万円という根拠、例えばお互いの話合いの結果なのか、弁護士さんとの協議とか、そういう方法の中でこの数字が出てきたのかという、その根拠を示していただければありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまの2点のご質問でございますが、まず内容でございますが、この内容につきましては昨年の7月に発生いたしました住民票の写しの交付が誤ったということで、それに起因するものでございます。

2点目の40万の根拠でございますが、当然これは相手側との交渉ということでの金額でございますが、当然そこの中には当町がお願いしています弁護士と相談しながら、40万という金額を相手と交渉しながら決定したということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） すみません。事務処理の誤り、所管がどこなのか、正直言うと私ちょっとそこまで分かりませんので、どういう内容なのかというのをもう少し差し支えなければお願いたしたいと思います。その根拠も結局相手方との話合いということが一番なのか、その数字、弁護士さんとの話なのか、今の課長の説明ではちょっと私分かりにくかったので、申し訳ないけれども、再度お願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、その事務処理の内容でございますが、所管課については町民税務課でございます。住民票の写しを請求がありまして、郵便請求がございまして、その請求した相手方ではない方の住民票の写しを送付したことによるものでございます。

40万の根拠でございますが、先ほど申し上げたようにあくまでもこれは交渉でございますので、当然どちらがということではなくて、町と相手側、さらに弁護士の協力を得ながら、結果的に40万で和解したという内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 分かりました。

やっぱり今後の対策というものは当然取られているのだらうと思いますけれども、その件について再度お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） この件につきましては、住民票の誤交付という去年発生した以降、確認体制を改めまして、送付担当者以外の者によって再確認をした上で、発送する前に再度確認をして発送するというふうな事務の改善をしたところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お願いします。この40万円という額ですけども、これはいわゆる慰謝料という形なのか。つまり実害ではなかったというふうに理解していただきましたので、この40万円という額の、先ほど同僚議員の質問、根拠はということも大変私らとしては、議員としてはやっぱり知って

おくべきだというふうに思いますので、その確認です。先例的な事例があつて、それを参照しながらこの額が算出されたということなのか、あるいは弁護士等からの助言というような話と受け止めますけれども、他事例を参考にされたのか。今後のことからすると、しっかりそこは押さえておくべきかなと思いますので、伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 申し訳ございません。2点ということでもよろしいでしょうか。1点目は、内容についてということでもよろしいでしょうか。すみません。もう一度、申し訳ございません。

○11番（根本謙一君） 1点目が、いずれにしても両方とも金額のことです。40万円について。1点目は、これは慰謝料という受け止め方でいいのかです。結局実害ではなかったはずですから、金額的な実害ではなかったはずですので、その確認をさせていただきたいのと何か事例を基にして出された数字なのかどうなのか。あるいは、他事例、他自治体のを参考にされた、その辺も弁護士からの助言ということからすると、当然多岐にわたって話はされたかと思しますので、その辺をつまびらかにしていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁。

○総務課長（國分利則君） 申し訳ございませんでした。まず、40万という中身でございますが、当然実害ではなくて、当然慰謝料という形で精神的な苦痛を受けたということで、慰謝料という形で40万ということでございます。

その金額でございますが、当然弁護士と相談しながら他事例も含めまして、同じ事例というのはなかなか難しいと思いますが、同様の案件があつたり、そういったものを参考にしながら弁護士、さらには相手方と交渉しながら40万に至ったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 慰謝料の件なのですけれども、住民票を誤送付をしたということなのですが、受け取った方が期日が何かのために必要だったのが、それが違うのが来て遅れて実害を被ったということなのか、あと勝手に送られた方の部分についての損害なのか、勝手に使用された方についてもこれちょっと問題はあるのですが、その辺についてはこれどちらの損害ということで考えているのか、それでいいということなのかの判断についてちょっとお願いしたいと思いますが。意味分かりました。他人の送られてきたわけですね、自分のではなくて。請求したのですが。その人の損害ということでこれ書いていらっしゃるのか、送られた方は、違う方の部分についての損害というのは発生、そっちは関係なくしているということなのか、どちらの損害をこれは今回示談にしたのかという。請求をした方か、勝手に使われた方かあると思うのです。分かりません、言っていること。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、お答えさせていただきます。

今回のこの例につきましては、本来請求にあった方の住民票の写しではなくて、間違っただけの方に対しての慰謝料ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） そうしますと、請求をした方ではなくて、使われて勝手に出された方の部分だということですね。確認。

○議長（谷澤久孝君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） そのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） そういうことで、こういう結果的に誤った仕事でこういう損害賠償出たということで、私も郵便局にずっと勤めていたのだけれども、全国であれば全体とするというか、共通認識を持つので、必ず入ってくるわけ。そうすると、現場でのチェックがどんどん増えてくるのだけれども、そういう面での庁舎内における、いい、悪いは別にしても、こういうことでこういう誤った事務がありましたというようなことの共通化というか、共有化というか、そういうやつの取組なんかはどのようなふうなことでされているのか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 庁内での共有化ということでございますが、当然こういった事例二度と起こさないように、例えば庁議、もう一つは課長会議というのがございますので、その席でこういった事例を議題に挙げまして、再発防止と。先ほど担当課長より説明があったと思いますが、そういった二度と繰り返さないように対策を講じていくというような考えでございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 事件は今年の7月に発生したということで、1年かかっているわけです。そして、また補償金額も40万円ということで、かなりの金額だと思います。ここまでかかった理由、そしてまた金額的なもの説明していただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの質問は、昨年度の発生事実が7月で、結果的には約1年間ということでございます。なぜかということでございますが、やはり相手方との交渉もございましたので、それについてはこちらの町側といたしましても丁寧に説明しながら交渉に臨み、結果的に1年かかったということでございます。金額については先ほど申し上げたとおり、やはり相手方、そして町、さらに弁護士との中で、お互い交渉で決めた内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 鈴木繁明君。

○7番（鈴木繁明君） 1年かかっているわけです。スムーズに交渉がうまくいかなかったその部分は何があったのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 交渉の内容でございますので、詳細な内容については答弁は控えさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、議案第46号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

歳入、歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第46号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページから8ページ、また提出案件参考資料の1ページから9ページを御覧いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算でございます。新たな実施事業につきましては、その事業概要を提出案件参考資料として添付をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億877万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億4,437万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開きください。歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金350万円の補正増につきましては、小中学校の健康管理事業として消毒液、小中学校の学習支援事業として小学校にデジタル教科書、中学校に教材図書を整備するため、1節の学校保健特別対策事業費補助金を新たに計上するものでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金5万3,000円の補正増につきましては、特別支援学校等が休業したことにより、放課後等デイサービス利用者の利用負担の増額分を支援するため、1節の障がい者総合支援事業補助金2万3,000円、また独り親世帯の生活支援として県が実施する独り親世帯臨時特別給付金に係る町事務費分といたしまして4節の独り親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金3万円を新たに計上させていただくものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億521万7,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧いただきまして、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費290万円の補正増につきましては、新たな実施事業でございます。提出案件資料の3ページ、それから提出案件の参考資料2ページを併せてお開きください。提出案件の参考資料の2ページのほうでご説明をさせていただきます。事業名、感染症対策交通事業者支援事業、事業概要は感染症の感染拡大等による顧客減少に伴い、事業活動に影響を受けた町内の交通事業者に対し、車両維持等に係る費用の一部を支援するものでございます。支援対象は、タクシー、介護タクシー、貸切りバスでございます。国の持続化給付金及び福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金の給付を受けている事業者でございます。支援内容は、タクシー、介護タクシーについて、1車両につき一律3万円、貸切りバスについて1車両につき一律8万円、いずれも車検代相当額の3分の1程度を支援するものでございます。事業費として交通事業者支援金290万円を計上するものでございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、18節負担金補助及び交付金におきまして、今ほど申し上げました交通事業者支援金290万円を新たに計上させていただくものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費3万2,000円の補正増につきましては、提出案件資料4ページ、参考資料のほう3ページを併せて御覧ください。説明は提出案件参考資料の3ページでさせていただきます。事業名、感染症対策放課後等デイサービス支援事業、事業概要は歳入でもご説明いたしましたが、特別支援学校等が臨時休業したことにより追加的に生じた放課後等デイサービスの利用者負担の軽減を図るものでございます。支援内容は、放課後等デイサービスを利用した場合に保護者が事業所に支払う利用者負担額のうち、学校が臨時休業したことにより利用日数が増加した分と報酬単価が休日単価に切り替わったことによる増額分を支援するものでございます。事業期間は令和3年3月利用分まで、事業費は放課後等デイサービス支援給付費として3万2,000円を計上するものでございます。

予算書にお戻りいただきまして、4ページであります。19節扶助費におきまして、今ほど申し上げました支援給付費3万2,000円を新たに計上させていただくものでございます。

続きまして、4目老人福祉費70万7,000円の補正増でございますが、感染症対策の新たな実施事業でございます。提出案件資料は5ページ、提出案件参考資料は4ページでございます。参考資料の4ページでご説明させていただきます。事業名、感染症対策高齢者新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業でございます。事業概要、支援対象及び内容でございますが、令和2年度の敬老会を中止することから、敬老会案内対象の高齢者に対しまして感染拡大防止用衛生用品、マスクでございますが、これを配付するものでございます。事業費といたしまして、衛生用品212万6,000円、事務費56万8,000円、合計で269万4,000円を計上させていただくものでございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、4目老人福祉費におきまして、今ほど申し上げました感

染拡大防止対策事業の増額と令和2年度敬老会の中止に伴う事業費の減額を合わせまして、主に10節消耗品費で194万円の増額、11節役務費から13節使用料及び賃借料までをそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、5ページをおめくりください。3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費3万1,000円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、独り親世帯の生活支援として県が実施する独り親世帯臨時特別給付金に係る町事務費分といたしまして、10節消耗品から11節通信運搬費までをそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

なお、感染症対策独り親世帯臨時特別給付金支援事業につきましては、県の実施事業であるため、提出案件参考資料への記載を省略させていただいたところでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,809万6,000円の補正増につきましては、感染症対策の新たな実施事業でございます。提出案件資料6ページ、提出案件参考資料の5ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料でご説明をさせていただきたいと思っております。事業名、感染症対策インフルエンザ予防接種事業、事業概要及び事業支援対象は、発熱外来の混雑緩和を図る目的で、高齢者インフルエンザ予防接種事業対象者の負担軽減、さらには妊婦、1歳から高校生及び高校生相当の年齢の者まで対象を拡大いたしまして、インフルエンザ予防接種料金の負担を軽減するものでございます。支援内容は、高齢者インフルエンザ予防接種事業対象者につきまして、予防接種自己負担額を従来の1,900円から1,500円へ軽減いたします。また、妊婦、それから1歳から高校生及び高校生相当の年齢の者につきまして新たにインフルエンザ予防接種事業の対象といたしまして、自己負担額を1,500円とするものでございます。事業期間は令和2年10月15日から令和3年1月31日まで、事業費といたしましては予防接種委託料1,501万6,000円、事務費13万5,000円、合わせまして1,515万1,000円を計上するものでございます。

予算書5ページにお戻りください。なお、今ほどご説明いたしました感染症対策インフルエンザ予防接種事業の実施に伴いまして、既存の予防接種事業における接種者の増加が見込まれるということから、既存事業の増額分と合わせまして10節消耗品費で1万3,000円、12節予防接種データ入力業務委託料及び予防接種委託料合わせまして1,808万3,000円を増額するものでございます。

次に、8款消防費、1項消防費、3目災害対策費522万円の補正増につきましては、提出案件資料2ページ、提出案件参考資料1ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料の1ページでご説明を申し上げます。事業名、感染症対策災害対策事業、事業概要、避難所での感染症対策を徹底するため、避難所用備蓄品を整備するものであります。内容は、避難所用の間仕切り用テント、救護所用テント、段ボールベッド等を整備するものでございます。事業費は避難所用備蓄品として522万円を計上するものであります。

予算書5ページにお戻りいただきまして、今ほど申し上げました避難所用の備蓄品といたしまして10節の消耗品費291万円、17節施設用備品231万円を新たに計上するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費7,889万円の補正増につきましては、提出案件資料7ページ、提出案件参考資料では6ページでございます。参考資料6ページのほうでご説明をさせていただきます。感染症対策学生エール事業でございます。事業概要は、帰省等の移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている学生に対し、町特産品を取り入れた学生エールパックを送付し、生活を応援するとともに、ふるさと会津美里町を実感し、町のよさを再認識してもらおうというものでございます。支援対象は、本町出身の18歳以上の学生、内容は町特産品を取り入れた学生エールパックを2回送付するものでございます。事業期間は、令和2年8月から令和3年3月まで、事業費は感染症対策学生エール事業業務委託料といたしまして728万5,000円を計上するものでございます。

次に、その裏、参考資料7ページをお開きいただきたいと思います。事業名で感染症対策健康管理事業でございます。概要は、歳入でもご説明いたしました小中学校で使用する消毒液を購入し、集団感染のリスクを避け、児童生徒が安心して学習できる環境整備を行うものでございます。対象は、町内の全小中学校、内容は8か月分の消毒液の購入、事業期間、令和2年8月から令和3年3月まで、事業費は小学校、中学校合わせまして492万8,000円を計上するものでございます。

予算書6ページにお戻りいただきたいと思います。今ほどご説明いたしました事務局費の中ですが、感染症対策学生エール事業分といたしまして12節感染症対策学生エール事業業務委託料728万5,000円、それから感染症対策の健康事業といたしまして、その前になりますが、10節、その上です。10節消耗品費492万8,000円を新たに計上するものでございます。

次に、13節のコンピューター機器賃借料807万4,000円の補正減、17節ハードウェア購入費7,475万1,000円の補正増につきましては、6月追加補正にて議決をいただきましたICT教育環境整備事業におけるコンピューター機器賃借料につきまして、地方創生臨時交付金の第二次配分額が示されたことから、備品購入費に組み替えるものでございます。

次に、2項小学校費、2目教育振興費、17節、教育備品198万円の補正増につきましては、提出案件資料の8ページの上段、それから提出案件参考資料8ページでございます。参考資料の8ページを御覧いただきまして、基づいてご説明させていただきます。事業名、感染症対策小学校学習支援事業、概要は歳入でもご説明いたしましたが、感染症対策を徹底しながら教育活動を行うに当たり、デジタル教科書を活用し、効果的な学習を支援するため、指導者用デジタル教科書を整備するものでございます。対象は、町内全小学校、内容は指導者用デジタル教科書の購入でありまして、理科、小学校3年生から6年生、社会、小学校5年生から6年生、地図、小学3年生から6年生分を整備するものでございます。事業期間は、令和2年8月から令和3年3月まで、事業費といたしまして教育備品198万円を計上するものでございます。

予算書6ページにお戻りいただきまして、3項中学校費、2目教育振興費、17節、教材備品91万4,000円の補正増につきましては、提出案件資料の8ページ、それから提出案件参考資料9ページで

ざいます。参考資料の9ページでご説明いたします。事業名、感染症対策中学校学習支援事業、概要であります。休校による学習の遅れを取り戻すため、教材図書を活用し、家庭における効果的な学習を支援するものでございます。対象は、町内全中学校、内容につきましては英語教材図書、中学1年生から3年生分を整備するものでございます。事業期間は令和2年8月から令和3年3月まで、事業費として教材備品91万4,000円を計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。歳入、歳出を一括しての質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 予算書5ページの衛生費の予防費の予防接種委託料についてお伺いいたします。

インフルエンザの予防接種1,900円から1,500円にさせていただいたということで、できれば負担は軽いほうがいいわけですけれども、1,500円にした根拠は何なのかということと、あと案件資料のほうでは5ページと6ページに予防接種事業2つに分かれているのですけれども、コロナ対策ということであえて分けて説明されているのかなと思うのですが、この1,900円から1,500円、新たに妊婦、それから高校生までを対象とするということで、要綱等の改正も当然出てくるのですが、これは確認ですけれども、当然次年度以降も続くと。事業期間については定期接種の時期に合わせてということだと思っておりますが、当然要綱改正して、次年度以降も適用されるということでもいいか確認したいと。

以上、2点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） まず、1点目の1,500円の根拠でございますけれども、前回の議会の一般質問でもございましたので、そのときに当然他町村も調査してございます。それぞれございましたけれども、会津若松市が自己負担1,500円ということで、この程度といたしますか、これに合わせて今回考えたところでございます。要綱改正につきましては、もちろん議決いただきましたならば改正の手続を取りまして、告示をするということになってございます。

以上であります。

〔「次年度以降」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 次年度以降につきましては、今回新型コロナウイルス関係もございました。あわせまして、町民の方の接種率、そういったものを勘案しながら次年度以降については検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） あまりやると一般質問みたいになってしまうので、確認ですけれども、若松

に倣ったということで1,500円ということで、各自治体調査された割には隣の市しか参考にされないのは大変残念なことなのですが、若松市を基準に合わせたということで積算されたと。

それから、あと今最後のほうで次年度以降の分は、ちょっと本当に確認になりますけれども、規則等改正した場合に、では今年度、この事業期間限りの改正を行うということなのか、次年度以降も妊婦さんや高校生以下についての対象は来年度については対象にしないという考えなのか確認させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 改正につきましては、今年度議決いただいた内容でももちろん改正させていただきます。次年度以降につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおりいろいろな状況を勘案しながら検討してまいりたいと。当然それに合わせて要綱も改正するという形で考えてございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 感染症災害対策事業についてお伺いしたいのですが、間仕切りテントとか、あるいは救助テント、段ボールベッド等々載っておりますが、これの数的なものほどの程度そろえられるのかお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、数、数量でございますが、まず間仕切り用のテントでございますが、これ今回50です。あと、段ボールベッドについては150セット、あと避難所の救助用のテントでございますが、これが3張りでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 参考資料の6ページになります。感染症対策学生エール事業について、ちょっと明細についてお伺いします。

まず1点は、まず地域に関しては県外に出た学生さんが全てになるのか、それから2回となっておりますけれども、これは何か地元の特産品とかそういったものがちょうど収穫が出た時期に合わせた2回を設定しているのか、それからあと学生さんたちは自己申告で申込みをされるのか、その3点についてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの感染症対策学生エール事業の内容についてでございますが、本町出身の学生ということで、県外だけでなく、県内でも町から出た方についての応援の事業と考えております。2回の内容でございますが、1回目は議決をいただきましたらなるべく早く取り組みまして、早い段階で1回送りまして、できれば2回目は収穫の頃といたしますか、お米であったり、

果物であったり、そういうものができた時期にお送りできればと思っております。申請についてでございますが、ご本人からの申請、または町内にお住まいの保護者の方からの申請についても受け付けたいと思っておりますが、本人が学生であることを確認しながら申請を受け付けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） あわせてお伺いします。

この2回発送しますけれども、金額が、事業費がざくっとしていますので、1回お一人当たりどのぐらいの金額を概算で予定されているのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 金額についてでございますが、お一人1回当たり5,000円程度を見込んでおります。5,000円を2回ということで考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 2点お願いいたします。まず、1点目は予算書の4ページです。老人福祉費のところ敬老会中止になったことよっての高齢者への新たなマスクの配付というお話でした。これは、何枚を想定しているのか。いつも思うことですが、参考資料に一定程度の積算根拠を載せていただいたほうが余計なことを質問しなくても済む場合が多いなというふうに私がかねて思っております。たびたび申入れもしていたかと思っておりますけれども、このたびのマスク何枚なのか、幾らを想定しているのか伺いたい。

2点目ですけれども、先ほど出ました災害対策費の中での消耗品、それから施設用品の手当ですけれども、私はこれも大変必要な整備だと思っておりますけれども、避難所が1か所、何か所を想定して積算されているのか。先ほどの話ですと、間仕切りテントが50個、救護用テント3張り、段ボールベッド等が150セットになります。これ1か所を想定しての計算なのか。今のコロナ対策上は、結構密を避けるための相当の空間を考えながら設置するというところから想定するとどういうことになっているのか、そういったことまでちゃんと踏まえての積算なのかお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） まず、1点目、健康ふくし課長、答弁。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 想定人数でございますけれども、6月19日に全員協議会のほうで説明申し上げたところでございますけれども、約4,200の方にコットンマスクを2枚ずつお送りするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 備品の避難所の件でございますが、現在町の避難所合計で37か所ござい

ます。うち福祉避難所が3か所ございます。当然これに全てに同時に配置するという数ではございません。今回先ほど申し上げた50の数字につきましては、先ほどの数字でございますが、あくまでもこの補正で行う数でございます。結果、当初から備蓄してあるものと合わせまして、まずパーティション用避難ルームでございますが、これが今回50で合わせまして200、段ボールベッドは今回150で合計で200セット、避難所用の救護用テントでございますが、今回3張りで1張りでございますので、合計4張りでございます。どこを想定しているのかということでございますが、やはり災害の種類、度合いによってかなり変わって、避難所をどこを開くのかというのが変わってくると思いますので、まず想定しておりますのは地域ごとにあります3か所の福祉避難所、さらに各地域にあります生涯学習センター3か所ございますので、そちらをまずは基本として避難所を開設したいと。まずはそれに入るだけの余裕のある数を今回購入という形に考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） まず、高齢者へのマスクの件ですけれども、2枚ということは過去に確かに伺ってございましたけれども、この2枚は当然何度も洗っても使えるということだというふうに勝手に想像しますけれども、その辺はどうなのか、質的にどうなのか。2枚というのが2枚でいいのかというような疑問も湧きます。その辺はどのように考えられたのか伺いたいと思います。

2点目の点ですけれども、福祉避難所3か所を想定していたということですが、当然そのレイアウトといいますか、そういうのは作られているかと思えます。しかるべきときに議会のほうにもそれを提出していただけますでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 何度も洗えるのかというご質問でございました。こちらのコットンマスクのパフレットでございますけれども、あくまで目安でございますが、20回は洗濯可能ということでございます。2枚ということで、こういったことでお配りするには十分であろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、レイアウトということでございますが、やはり当然3密を避けて間隔を空けてということが原則でございます。先ほど3か所の福祉避難所と申し上げましたが、当然そこには生涯学習センター、さらにはこの本庁舎も避難所施設になっておりますので、まずはそちらを優先的にやるということでございます。具体的に施設ごとのレイアウトという多分お話だとは思いますが、現在詳細なレイアウトまでは行っておりません。ただ、今般、先月本庁舎を中心としまして、実際どの程度の例えばテントと申しますか、レイアウトしたらいいのかというのを実際先月職員で訓練を実施いたしました。今後それを参考に、各施設の管理者でございますので、そちらのほ

うである程度そういったレイアウト等も考えていくということでございますので、現在のところ詳細なレイアウトについてはちょっと提出というのにはできないという状況でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 3点目ですけれども、これから詰めていくということもある意味認めたいと思いますけれども、そんなにこれはのんびりやっている話ではないと思います。防災計画上もしっかり検証していく時期でありますから、なるべく早くそれは整えていただきたい。最後にそれをお願いしたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 過日の庁内の会議におきまして、前回の訓練の反省点ということも行いました。その中で各施設の管理者のほうに実際災害になったときの避難所としての運営、さらにはレイアウトをお願いしてございますので、それは早急にそれをまとめていきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認め、これをもって採決を確定いたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時24分）

再 開 （午後 2時24分）

○議長（谷澤久孝君） 再開いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認め、これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第47号 会津美里町立新鶴こども園改築工事請負契約についてを議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） 議案第47号 会津美里町立新鶴こども園改築工事請負契約についてご説明いたします。

議案書3ページ、提出案件資料1ページ下段、提出案件参考資料10ページを御覧ください。本案は、会津美里町立新鶴こども園改築工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、会津美里町立新鶴こども園改築工事で、工事の内容といたしましては幼稚園舎改築工事といたしまして、建築面積985.69平方メートル、延べ床面積867.97平方メートルで、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を一括で契約を締結するものです。また、認定こども園として一体的な活用を図るための渡り廊下の設置や自園調理による給食提供のための厨房設備の改修、安全確保のための屋根の雪止め設置など既存の木造平家建ての保育園舎についても一部改修工事を実施するものがあります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であります。

契約金額は3億7,290万円です。

契約の相手方は、東北入谷まちづくり建設・丸庄工務所特定建設工事共同企業体で、代表者は福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708番地9、株式会社東北入谷まちづくり建設、代表取締役、小野太成であります。

構成員は、福島県大沼郡会津美里町字水戸乙2375番地、株式会社丸庄工務所、代表取締役、荒川英紀であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） では、1点だけお聞かせ願います。

内容を見ますと、一般競争入札ということですので、1社でも有効でございます。ただ、入札の方法ですが、内容が事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を採用されております。その理由をお聞かせ願いたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） すみません。休議お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの契約の方法、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式についてのご質問でございますが、従来の入札価格によるものではなく、企業の技術力や技術者の技術力、そして企業の地域社会に対する貢献度等から評価値を算出しまして、入札価格と評価値から落札候補者を決定するという総合評価方式のほうがよりいいのではないかとということで、この方式を採用したものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そうなのです。これしたがって、私難しい問題を提起したわけではないのです。これは、方式はいろいろ、一般競争入札、指名競争、低落札、今言うような入札様々あるのです。ですから、どこで何を選んだのですかということを知りたいのだ。本来はそこは起工伺い、いわゆる発議書のときにちゃんと調べておいて、町長決裁まで持って行くのです。予算書こうで、こういうことだから、こうだと。やっぱり技術力があるとか、これが特殊なものが、パテント使うのにいろんなのがあるとか、だからやっぱりそういうところを基本としてやるのですから、やっぱりそこは事務職として、きちんと覚えていながら発議書でもって伺いを取った上でやれば、すんなりと質問事項はカバーできるのです。それだけ言っておきます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認め、これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和2年会津美里町議会定例会7月会議を散会いたします。

散 会 （午後 2時49分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 根 本 剛

議 員 山 内 須 加 美